

海外に在留する者への行政サービスの提供のあり方

今回の検討の趣旨／海外在留者の個人番号に係る現行の取扱い

【検討の趣旨】

- 現行の番号制度では、海外在留者が個人番号を利用することが想定されているものの、個人番号を最新の4情報と紐付けて管理できないことや個人番号の変更ができないなどの課題があり、海外在留者は増加の一途をたどっていることから、海外在留者の個人番号の取扱いのあり方について検討をする必要性は高いものとする。

【海外在留者の個人番号に係る現行の取扱い】

- 市町村の住民基本台帳に記録されている者が国外に転出した場合には、その者の住民票は消除され、以降、個人番号利用事務の処理に当たり活用される住基ネット上の本人確認情報の更新は行われず。
- 個人番号カードは、国外転出時に失効し、当該カードを市町村に遅滞なく返納しなければならず、市町村は返納を受けたカードに失効した旨を表示し、当該カードを返納した者に還付するものとする。

(※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(以下「番号法施行令」という。)第十四条第1項第一号及び第十五条第3項の規定、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(以下「番号法カード省令」という。)第三十条参照。)

海外在留者の個人番号に係る関連規定

※番号法施行令

(個人番号カードが失効する場合)

第十四条 法第十七条第六項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 個人番号カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。

二～十 (省略)

(個人番号カードの返納)

第十五条

1、2 (省略)

3 個人番号カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、個人番号カードを返納する理由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該個人番号カードを、その者につき直近に住民票の記載をした市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

4、5 (省略)

※番号法カード省令

(国外転出者に対する個人番号カードの還付)

第三十条 住所地市町村長は、令第十五条第三項の規定により個人番号カードの返納を受けた場合（令第十四条第二号、第五号又は第六号に該当して当該個人番号カードの返納を受けた場合を除く。）においては、これに当該個人番号カードが失効した旨を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付するものとする。

海外在留者が個人番号を利用できる場合のメリット

○ 海外在留者に対して提供されているサービスの中で、個人番号を利用することにより、行政事務の効率化・利便性の向上等の効果が期待できるものは以下のとおり。

- ① 現在番号利用事務とされており、国外転出後も個人番号を利用した手続が必要となるもの
(例) ・年金制度～：海外に居住する日本人は国民年金に任意加入可能
海外在住者でも、年金受給のための手続（裁定請求）や年金の継続受給が可能
- ・健康保険制度～：海外でかかった医療費は、一旦全額負担した（支払った）後、加入している健康保険組合等に請求手続を行うことで、健康保険組合等が負担する分の医療費の還付を受けることが可能
 - ・税制度～：海外在留者が国内にある不動産の貸付による所得等、日本国内で生じた所得があるときは、日本における確定申告が必要となる

→ 上記に例示したような手続を行う際に、個人番号を利用することが想定される場所
※ 国外転出時に、失効処理を行った個人番号カードを還付するため、個人番号の確認は可能であるが、個人番号の新規付番・変更等は不可

- ② 将来的に個人番号の利用対象として海外在留者に対する行政サービスに拡大されれば利便性が高まると考えられるもの
(例) ・旅券の発給事務への活用
・渡航書等海外在留時の各種届出への活用
・在外選挙関係事務への活用
・マイ・ポータル／マイ・ガバメントを通じた各種・申請・届出・プッシュ型情報提供への活用

海外在留者が個人番号を利用する上での課題

【現行制度の手続（国内での取扱い）】

- ・ 住民に対して、住所地市町村の長が個人番号の付番を行い、個人番号を住民票の記載事項とした上で管理
- ・ 個人番号を本人確認情報として位置づけ、住基ネットを通じて個人番号・4情報の確認が可能
- ・ 個人番号の変更・個人番号カードの交付等の手続は、住所地市町村で実施

このような現行制度の手続を踏まえると、海外在留者が個人番号を利用する上で、以下2つの課題が想定される。

1 個人番号・4情報の管理主体

国外転出した際、住民票が消除され、本人確認情報は更新されない取扱いとなる。そのため、海外在留時の個人番号・4情報の管理主体が不在となり、住民基本台帳や住基ネットを通じた個人番号・4情報の確認ができない状況となる。

2 個人番号関係手続の実施の方法

個人番号・4情報の管理とあわせて、海外在留者の個人番号の付番・変更、個人番号カードの交付・券面記載事項の変更等、個人番号関係の手続をどこで、どのように行うか、個人番号カードの継続利用は可能か、検討する必要がある。

課題 1 個人番号・4情報の管理主体①

【課題】

1 個人番号・4情報の管理主体

国外転出した際、住民票が消除され、本人確認情報は更新されない取扱いとなる。そのため、海外在留時の個人番号・4情報の管理主体が不在となり、住民基本台帳や住基ネットを通じた個人番号・4情報の確認ができない状況となる。

【論点】

(1) 個人番号・4情報の管理主体

→ 現在、国内における運用では住所地市町村が担っている個人番号・4情報の管理主体をどこが担うか

(2) 個人番号・4情報の管理方法

→ 国外における個人番号・4情報の管理方法を、既存の制度等も参考にしつつ検討

①在留届に基づく情報の活用

②戸籍（@本籍地市町村）・住民基本台帳（@最終住所地市町村）の活用 等

③在外選挙人名簿の活用

(3) 法令等の整備

→ 国外転出した者の個人番号・4情報を管理する主体を規定する法令等の整備が必要

課題1 個人番号・4情報の管理主体②

【個人番号・4情報の管理主体として想定される3パターン／整理表】

管理主体	海外在留者に対して実施する事務（例）	住民基本台帳の代替となる可能性のある制度	想定されるメリット・デメリット
①在外公館が実施	在留届、旅券に係る事務	在留届	<ul style="list-style-type: none"> ○在留届と一括して処理を行うことで効率化が期待される ●在外公館で個人番号・4情報の管理を実施することにつき、整理が必要
②直接市町村（最終住所地又は本籍地）が実施	国民年金に係る事務	住民基本台帳（除票） 戸籍簿	<ul style="list-style-type: none"> ○既存インフラ（住基台帳、住基ネット）の利用が容易 ●海外在留者にとって負担が大きい
③在外公館が窓口となり、窓口を経由して市町村で実施	戸籍に係る事務 在外選挙に係る事務	住民基本台帳（除票） 戸籍簿 在外選挙人名簿	<ul style="list-style-type: none"> ○在外公館を窓口とした事務フローが確立 ●在外公館を経由することでタイムラグが発生するおそれがあるとともに、新規の事務を在外公館で実施することに際し調整項目が多い

課題 2 個人番号関係手続の実施の方法

【課題】

2 個人番号関係手続の実施の方法

個人番号・4情報の管理とあわせて、海外在留者の個人番号の付番・変更、個人番号カードの交付・券面記載事項の変更等、個人番号関係の手続をどこで、どのように行うか、個人番号カードの継続利用は可能か、検討する必要がある。

【論点】

(1) 対象となる手続・実施方法

(想定される個人番号関係手続)

- ・個人番号の付番・変更の手続
- ・個人番号カードの交付・再交付
- ・個人番号カードの記載事項の変更 等

※J-LISへの委任により行っている手続をどのように実施するか

(2) 事務フロー及び在外公館など関係機関の役割分担

→ 既存の事務処理（在外選挙）の事務フロー・役割分担も参考にしつつ検討

(3) 個人番号カードの国外での使用

→ 将来的な取扱いとして、個人番号カードについては、国外転出先でも個人番号証明に係る一定のニーズがあることを踏まえ、個人番号カードを有効な状態で国外でも使用できる取扱いとすることは可能か

(懸案事項)

- ・公的個人認証の有効性
- ・カード管理情報の共有

(4) 法令等の整備

→ 国外転出した者の個人番号関係事務の取扱いを規定する法令等の整備が必要

想定される課題への対応例

【想定される対応例】

○国外転出前の最終住所地市町村において、個人番号・4情報の管理を行う。

- ・個人番号・4情報の管理

国外転出前の最終住所地市町村において、国外転出者の個人番号・4情報を、当該市町村に居住する住民の住民基本台帳に準じて管理する。住基ネット上も、既存の国内居住者に準じて、国外転出者の個人番号・4情報を記録し、変更の都度、更新を行うものとする。

- ・住民票コード・個人番号の付番の手続

出生届が在外公館経由で本籍のある市町村に送付された場合、最終住所地市町村に通知を行うことを義務づけ、当該通知に基づき、住民票コード及び個人番号の付番を行う。個人番号の通知についても、最終住所地市町村が行うこととする。

- ・個人番号カードの交付・管理

個人番号カードの交付・管理については、国内の扱いに準じて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への委任により、最終住所地市町村が行うこととする。

カードの交付は在外公館の窓口で行うこととし、番号確認と本人確認を行った上で、交付することとする。

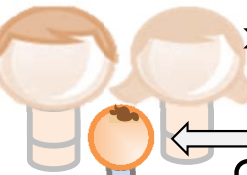
カード管理情報については、最終住所地市町村において、住基ネットに記録することとする。

海外在留者の個人番号利用のイメージ

【海外】

出生時

窓口事務(申請等の受付)を実施。
最終住所地市町村と海外在留者のパイプ役を担う。



出生届の提出

個人番号を通知 1234...

個人番号カード交付申請

1234.....

個人番号カードの交付

在外公館

納税手続



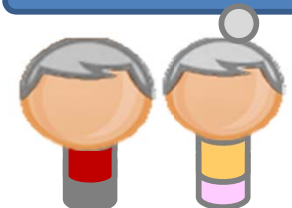
日本国内で生じた所得について確定申告を行う際に番号を記載

1234.....

法定調書の名寄せや申告書との突合が、より効率的かつ正確に行えるようになり、所得把握の正確性が向上

税務署

年金の裁定請求



厚生年金の裁定請求の際に個人番号を提示

1234.....

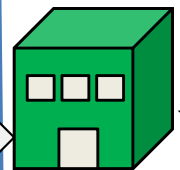
在留証明等添付書類の省略ができるようになる可能性有

年金事務所

【国内】

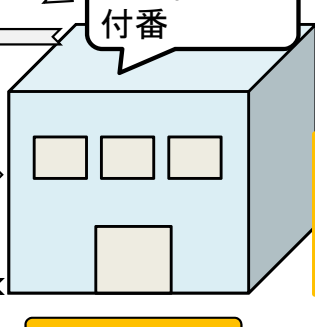
国外転出者の個人番号・4情報の管理を担う。
国外転出者の個人番号・4情報を、当該市町村に居住する住民の住民基本台帳に準じて管理する。

本籍のある市町村



出生の通知

個人番号の付番



最終住所地市町村

既存住基

(国外転出者)

住基ネット

国外転出者の個人番号・4情報を記録し、変更の都度、更新を行う。
カード管理情報については、最終住所地市町村において、住基ネットに記録する。

海外在留者の個人番号カードの利用（マイ・ポータル／マイ・ガバメントを活用した行政サービス）

○ 海外在留者の個人番号カードの利用が可能となることで、海外在留時でもマイ・ポータル／マイ・ガバメントによる行政サービスの利用及び提供を受けることができるようになる。

そのことにより、以下の内容が実現することで、海外在留者の行政手続きに係る利便性がより一層向上することが期待される。

- ・海外在留時でも、行政手続きに係る電子申請が可能となる。
- ・海外在留時でも、行政手続きの事務処理に係る情報提供等記録の確認ができるようになる。
- ・在外公館や最終住所地市町村・本籍のある市町村等から、プッシュ型情報の提供を受けることが可能となる。

【マイ・ポータル／マイ・ガバメントで提供するサービス（マイナンバー等分科会の資料を一部編集）】

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイ・ポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報（政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等）を提供

ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要な官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み（マイポータル／電子私書箱）

（例：生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等）

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤

（例：民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等）

【参考】現状の関連制度における海外在留者の扱い①

○ 在留届／帰国届

在留届：旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付け。ただし、3か月未満でも任意届出可能。

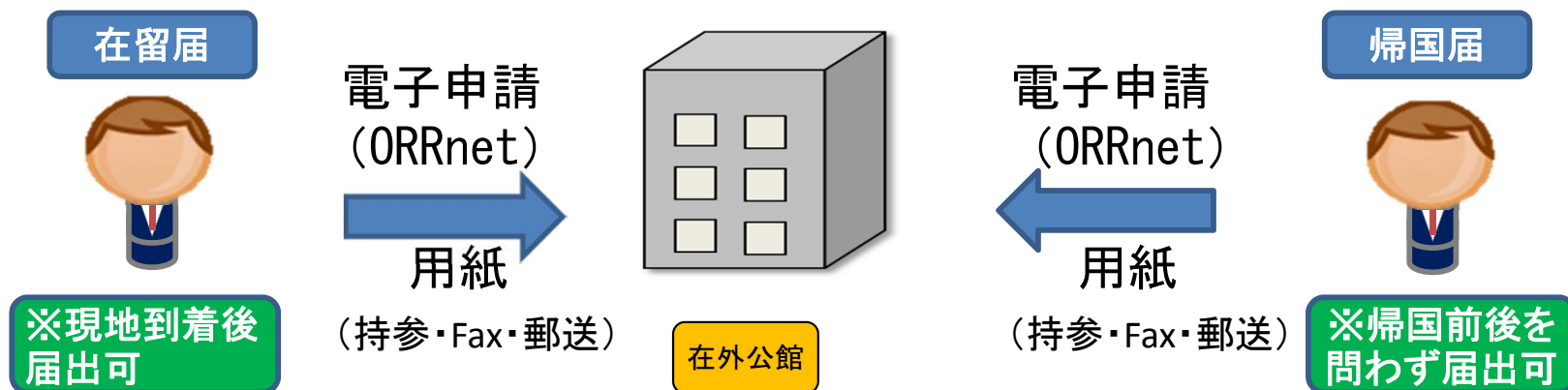
- ・ 在留届は、実際に現地到着後、住所等確定した情報について届出。
- ・ 在留届の提出方法
電子届出（在留届電子届出システム（ORRnet））あるいは用紙（在外公館へ持参・Fax・郵送）
- ・ 在留届の記載事項
氏名、本籍、海外住所・留守宅などの連絡先、旅券番号、同居家族等

帰国届：在留届の記載事項の変更届として帰国届を提出。

- ・ 帰国届の提出方法
電子届出（ORRnet（変更・帰国届出））あるいは用紙（在外公館へ持参・Fax・郵送）

※在留届を用紙（在外公館へ持参・Fax・郵送）で行った場合、電子届出不可

※記載事項（氏名、本籍、旧住所、新住所および連絡先、旅券番号、同居家族等）



【参考】現状の関連制度における海外在留者の扱い②

○ 在外選挙

国外に居住する日本人は、在外選挙人名簿への登録を行うことで、国政選挙における在外投票が可能となる。

※在留届提出時点で、在外選挙人名簿登録申請が可能となる（平成19年～）。
（ただし在留届（ORRnet）のような電子申請手続は未整備）

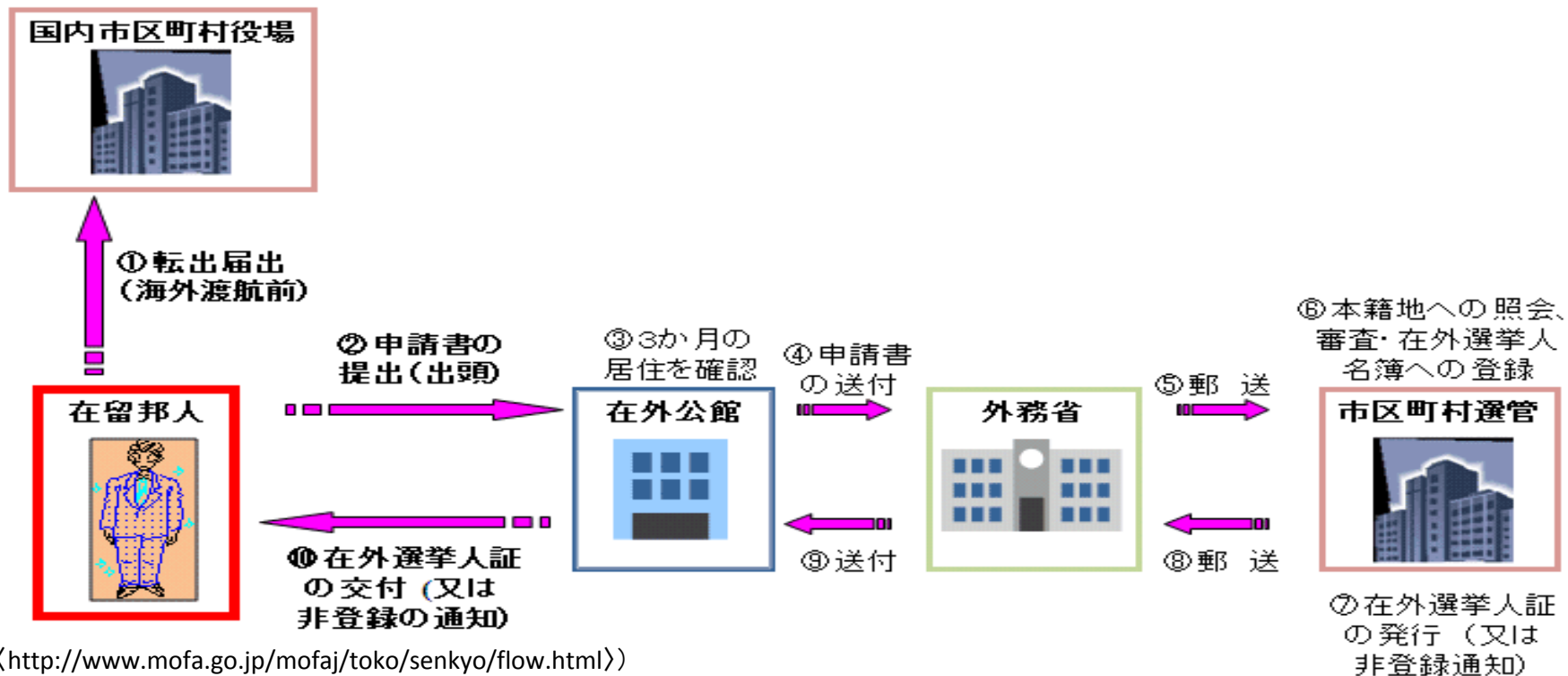
・ 投票方法

在外公館投票と郵便投票のいずれかの投票方法を選択できるようになる（平成16年～）。
比例代表選挙のみでなく、小選挙区選挙にも投票が可能となる（平成19年～）。

・ 在外選挙人名簿登録を行う市区町村

在外選挙人名簿登録申請の対象となる選挙管理委員会は、平成6年4月30日以前に出国した者、国外で生まれ日本で暮らしたことがない者は本籍地、それ以外は出国時の住民票所在地の市区町村となる。

※転居や婚姻等により、在外選挙人証の記載事項（住所・氏名）を変更する場合、届出義務有り。

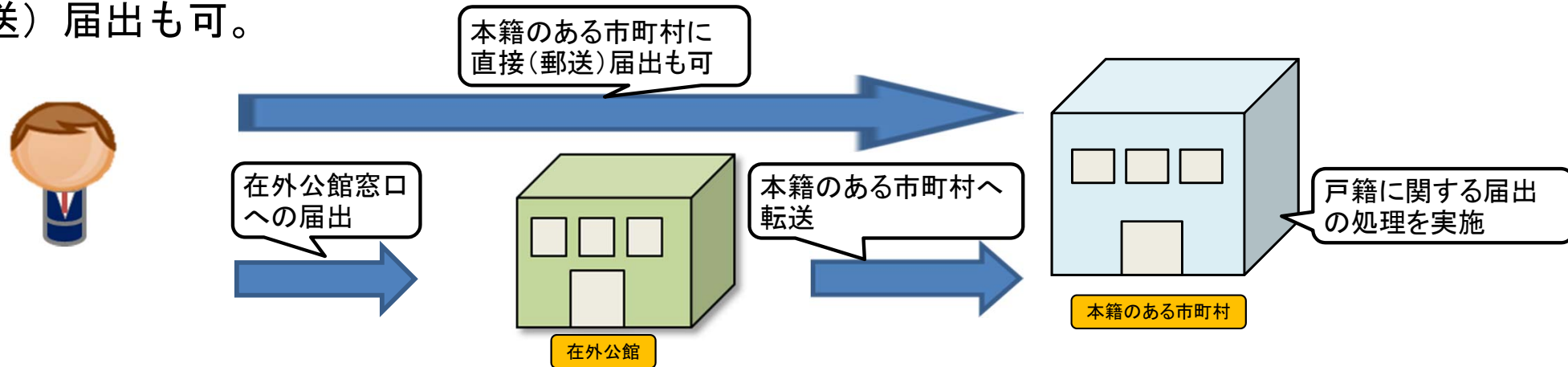


【参考】現状の関連制度における海外在留者の扱い③

○ 戸籍制度

海外で国籍・戸籍の記載事項に変動があった場合は、例え当事者や届出人が海外にいる場合であっても、日本の戸籍法に基づいて届出が義務付け。

在外公館窓口を通じて本籍のある市町村へ届出によるほか、本籍のある市町村に直接（郵送）届出も可。



<手続一覧>

【戸籍関係】出生届、婚姻届、死亡届、離婚届、認知届、養子縁組届、特別養子縁組届、外国人との婚姻による氏の変更届、外国人との離婚による氏の変更届、離婚の際に称していた氏を称する届、入籍届、転籍届、親権（管理権）届、婚姻解消事由（死亡事項）記載方に関する申出書、戸籍法に基づく国籍取得届、申出書、追完届

【国籍関係】国籍選択届、国籍喪失届

※出生届：生まれた日を含めて3ヶ月以内に届出。なお、出生により外国の国籍も取得している場合、この届出期限を過ぎると日本国籍を喪失し、日本側への出生届は不可能となる。